

## 日本で働く外国人は約182万人で過去最高を更新

日本で働く外国人の労働者は令和4年10月末時点で182万2725人となり、一昨年と比べて9万5504人増え、届け出が義務化されて以降、最も多くなったことが厚生労働省のまとめでわかりました。

国籍別では、ベトナムが最も多い46万2384人で全体の25.4%を占めています。次に多いのが中国の38万5848人で全体の21.2%でした。最も増加の割合が高かったのはインドネシアで、前の年よりも47.5%増えています。産業別では、製造業が26.6%と最も高い割合となっています。厚労省は労働者数が大きく増えた要因について、「新型コロナの水際対策の緩和などが影響した」と分析しています。

## 障害者雇用率2.7%に24年度から段階的に実施

厚生労働省は、企業が雇用すべき障害者の割合(障害者雇用率)を現行の2.3%から2.7%に引き上げることを決めました。引き上げ幅0.4ポイントは障害者雇用が義務になった1976年以降で最大となります。企業の対応期間を考慮し、24年4月から2.5%、26年7月から2.7%に引き上げます。現行の2.3%ですと常用労働者数44人以上の企業は障害者を雇用する必要がありますが、2.5%になると40人以上、2.7%なら38人以上の企業で新たに雇用の義務が生じることになります。

厚労省のまとめでは22年6月時点で企業に雇用されている障害者数は61万人と過去最多を更新しましたが、一方で障害者雇用率を達成している企業の割合は48.3%にとどまっている状況です。

## 2022年の労災が過去最多 コロナ事例増 帯広労基署

帯広労働基準監督署によりますと、十勝管内の2022年の労災事故発生件数(速報値)は21年比119件(31.7%)増の826件で、過去最多となりました。「職場で新型コロナウイルスに感染して休業する」などの事例が、全体の件数を押し上げました。死亡労災は1件増の5件となりました。

労災事故発生件数は死亡と休業4日以上合計で、業種別の労災件数をみますと製造業が83件(21件減)、卸売・小売業が58件(3件減)、建設業が50件(28件減)でいずれも減少しました。

一方、細かく分類されない業種を合わせた「その他の事業」は、238件増の511件となり、この中には、医療や福祉などの業種が含まれており、大半が、医療従事者や介護職らが職場でコロナに感染したり、濃厚接触者となったことで出勤できなくなったといった事例が占めています。

## 小学校休業等対応助成金が3月末で終了 別制度に

厚生労働省は、新型コロナの感染拡大で小学校などを休んだ子どもを世話するため、仕事を休まざるを得なかった保護者への助成として賃金(日額上限8355円)を補償する「小学校休業等対応助成金」を3月末で終え、別の制度を設けることを決めました。コロナの行動制限がなくなり、臨時休校が減少した状況を踏まえ、現行支援の終了を決めました。



- 八幡坂 (函館市) -

## ◆ ご存知ですか？ ◆ 【傷病手当金】

傷病手当金とは健康保険（協会けんぽ）の被保険者が業務外の病気や怪我のため、就労ができず、かつその間会社から賃金の支払がない場合、休業4日目から支給される給付金です。給付される金額は1日につき原則健康保険の直近12ヶ月間の標準報酬月額平均の30分の1の3分の2となっており、支給開始日から通算して1年6ヶ月に達する日まで支給されます。療養による就労の可否についての判断は通常医療機関で行われ、入院期間のみならず自宅療養期間でも就労不能が認められれば、受給が可能となります。コロナ休業にも適用されます。（業務上の怪我等については労災保険が適用となります）

## 事務所より

年明けの十勝では大雪まではいかないものの、一定量の降雪が何度かありました。久々の除雪をすると、この時期が来たなというのを実感します。例年通りの冬模様ではありますが、全国的には強い寒波や記録的な大雪による被害が多く出ており、十勝はそういった地域と比べると平穏のように感じます。それでも朝はマイナス20℃を下回り、日中も最高気温がマイナス10度以下といった日もあり、十勝らしい痛いような寒さを体感できる時季が到来していますね。体調管理にも気をつけながら、十勝の冬を楽しみたいものですね。

BIGLOBEが行った「働き方に関する意識調査」によりますと、「つながらない権利に対する配慮が必要」との回答が7割強あり、約4割が業務時間外に電話・メール・チャット等で業務対応した経験があるとの結果が出ました。1人1台の携帯電話の保有が当たり前となり、テレワーク等による社外での業務遂行が容易となる中、業務に関連する連絡や依頼が業務時間外に来るケースが増えているようです。以前は持ち帰り残業なども話題となりましたが、電話や社内のグループウェアだけではなく、LINEやSNS等で会社や取引先と“常につながっている”という状況が生み出している現象ともいえます。会社としては業務時間以外に労働させるのを防ぐために業務時間外の連絡は緊急時以外は避けるとともに会社用携帯電話を業務時間後は持たせない、グループウェアやSNS等の会社とのつながりは最低限とする等の配慮が必要になってきているといえます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今年の4月から全業種において月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が現行の25%から50%に引き上げられます。繁忙期等において月60時間を超える時間外労働の発生が見込まれる場合にはご注意ください。

